

令和6年度第2回鳥取県町村職員採用資格試験(一般事務・専門職)ご案内

令和7年4月1日採用予定の鳥取県町村職員採用資格試験を次のとおり行います。
令和6年7月19日
鳥取県町村会 会長 吉田英人

1 職種・試験参加町村

町村名	一般事務	保育士	保育教諭	保育教諭 (社会人経験者)	保健師	社会福祉士	土木技師	栄養士	調理師	一般事務 (障がい者対象)	各町村の採用情報リンク先
岩美町	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	https://www.iwami.gr.jp/item/12262.htm#itemid12262
若桜町	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—	https://www.town.wakasa.tottori.jp/
智頭町	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/soumu/3/w152/
八頭町	○	○	—	—	—	—	○	—	○	—	https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/3/9516.html
三朝町	○	○	—	—	○	—	○	○	—	○	http://www.town.misasa.tottori.jp/1498/1926/
湯梨浜町	○	—	○	○	—	—	○	—	○	—	https://www.yurihama.jp/soshiki/2/22145.html
琴浦町	○	—	—	—	○	○	○	—	—	○	https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2024062600112/
北栄町	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	http://www.e-hokuei.net/9486.htm
日吉津村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
南部町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
伯耆町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
日南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
日野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
江府町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※詳細については、受験町村毎に上記採用情報リンク先等にて直接ご確認ください。

2 第1次試験

(1) 試験日時・受付期間等

試験日時	令和6年9月22日(日) 試験開始時刻 午前10時00分 (開場 午前9時30分)		
受付期間	令和6年7月19日(金) 午前9時～令和6年8月26日(月) 午後3時まで ※インターネット申込のみ		
申込方法	インターネット電子申請による申込 ※鳥取県町村会ホームページの「町村職員採用情報」(https://www.totock.jp/recruit/) から入力フォームへ入り、必要事項を入力してください。		
受験票の郵送	受付期間終了後、下記の各地区事務局(東部・中部)から申込者の住所に受験票が郵送されます。 9月16日(月祝)までに到着しないときは、下記事務局にお問い合わせください。		
受験票に関する 問合せ先 及び 試験会場	受験される町村により、問合せ先及び試験会場が異なりますので、下記によりご確認ください。		
	受験町村	問合せ先事務局	試験会場
	岩美町・若桜町 智頭町・八頭町	東部町長会事務局 〒680-0495 八頭郡八頭町船岡539 八頭町役場船岡庁舎内 (TEL 0858-72-0031)	八東体育文化センター 八頭郡八頭町富枝10番地 TEL 0858-84-1176
	三朝町・湯梨浜町 琴浦町・北栄町	中部町村会事務局 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 (TEL 0858-22-6195)	北栄町立北条中学校 東伯郡北栄町土下100番地1 TEL 0858-36-4800

(2) 受験科目

- 一般事務、調理師、一般事務(障がい者対象)を受験される方：教養試験(120分)、事務適性検査(10分)、性格特性検査(20分)、作文試験(60分)
- 保育士、保育教諭、保健師、社会福祉士、土木技師、栄養士を受験される方：専門試験(90分)、事務適性検査(10分)、性格特性検査(20分)、作文試験(60分)
- 社会人経験枠を受験される方：職務能力試験(60分)、事務適性検査(10分)、性格特性検査(20分)、作文試験(60分)
※社会人経験枠を受験の方は、専門試験の代わりに職務能力試験 BEST-A を実施します。
※過去5回分の作文試験問題について、鳥取県町村会ホームページの「町村職員採用情報」に掲載しています。

(3) 第1次試験合格者の発表

令和6年10月中旬以降、2の(1)に記載の当該事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を試験参加町村の役場掲示板に掲示するとともに、当該町村の公式ウェブサイトに掲載します。

3 受験資格

- (1) 年齢要件
 - ・平成元年4月2日以降に生まれた人
 - ・保育教諭（社会人経験枠）は昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
- (2) 受験できない人
地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和7年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- (4) その他の受験資格については、受験される町村毎にご確認ください。

4 第2次試験

第2次試験は第1次試験の合格者についてのみ行います。

- (1) 日時及び場所
令和6年10月下旬から11月上旬に行いますが、日時及び場所は第1次試験合格者通知の際にお知らせします。
- (2) 試験の方法
口述試験 主として人物について個別面談による試験

5 合格者の発表

令和6年11月上旬～11月中旬、2の(1)に記載の当該事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を試験参加町村の役場掲示板に掲示するとともに、当該町村のウェブサイトに掲載します。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は、申込町村の採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合、そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は原則として1年間です。

7 その他

- (1) その他の詳細については、申込町村又は2の(1)に記載の当該事務局にお問い合わせください。
- (2) 試験の延期・中止等については、各町村のウェブサイトを確認してください。